

令和4年1月定例総会 (令和4年1月31日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和4年1月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月31日(月) 午前10時00分～10時50分

2. 開催場所 北区役所 301-303会議室

3. 出席委員 (18人)

委員	1番	渡部 圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	3番	窪田 昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	6番	坂井 祐一
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村 和也
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤 宗一
会長職務代理者	18番	本田 敏明
会長	19番	首藤 正男

4. 欠席委員 (1人)

委員	5番	佐藤 作栄
----	----	-------

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 5	議案第3号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 6	部会報告 農政振興部会報告
第 7	報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理につ
いて

6. 出席事務局職員

事務局長	佐久間 清
農地係長	浅 香 範 人
主 査	高 山 信 也

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和4年1月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、5番 佐藤 作栄 委員が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしくお願いたします。</p> <p>午前10時00分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和3年12月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、18番 本田 敏明 委員、2番 山岸 洋子 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 追加議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、日程第4 議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、を議題といたします。</p> <p>議案第4号、第1号及び第2号については、1月26日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は1件です。追加議案をご覧ください。</p>

番号1番

所在地 北区島見町 以下記載のとおり
譲受人 北区太郎代 以下記載のとおり
譲渡人 西区山田 以下記載のとおり
地目及び面積 田12筆 5,582平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 9万円
通作距離 4.2キロメートル
譲受人の農業従事者数 3人
譲受人の経営面積 465.28アール
地域区分 農用地及び農用地区域外

譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、遠方に住んでおり、さらに高齢により耕作できないため、規模拡大を考えている譲受人との間で売買の話がまとまったものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして、案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について説明します。申請は1件です。議案書1ページをご覧ください。

番号1番

所在地 北区森下 以下記載のとおり
転用者 東区松崎1丁目 以下記載のとおり
地目及び面積 田1筆
1,390平方メートルの内782.07平方メートル
農地区分 第1種農地
転用内容及び土地利用面積
農家住宅建築敷地 782.07平方メートル

転用者は現在、東区に住んでいますが、現在の住居を売却し、専業農家として生活するため、申請地に農家住宅を建築することになったものです。

申請地は東側に農地が広がっており、第1種農地に該当しますが、住宅等の居住者の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。

続きまして議案第2号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明します。

申請は1件です。議案書2ページをご覧ください。

番号1

所在地 北区太夫浜 以下記載のとおり

転用者 北区島見町 株式会社 友和興業

所有者 北区太夫浜 以下記載のとおり

地目及び面積 田3筆 3,626平方メートル

農地区分 第2種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

露天資材置場敷地 3,626平方メートル

転用者の代理人から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は島見町で建設業を営んでいますが、新潟医療福祉大学の近くで資材置場として借りていた土地の返却を求められ、会社周辺で代替え地を探していました。申請地は会社から比較的近く、まとまった面積であるため、売買で取得し、露天資材置場として使うため、申請に至ったとのことでした。

委員から、申請地の前の道路はそれほど広くない。大型ダンプが通行すると事故が心配である。充分注意してもらいたいとの指導がありました。また、隣接地に田がある。土留めは付けるのかとの質問に、土留めは設置しないが、畦畔を残して1メートルくらい下がり、法面を設置するという事で隣接者には同意を取っているとのことでした。また、法面であると草などが生える。管理をしっかりと、周辺農地に迷惑をかけないようにしてもらいたいとの指導がありました。

申請地は小集団の農地であり、第2種農地に該当します。申請者は、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

なお、この案件については転用面積が30アールを超えていますので、一般社団法人新潟県農業会議の常設審議委員会運営規程内規により常設審議委員会に諮問を行う事が必要となりますので、当農業委員会の議決は「許可相当」となり、許可日は諮問会議が開催される2月15日となります。

なお一層のご審議をお願いします。

議長

これより、質疑に入ります。何かございませんか。

(質問・意見なし)

<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第1号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、及び、議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第3号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 議案第3号については、1月24日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長及び農政振興部会長職務代理から審議の内容について報告を求めます。なお、議事参与の関係で2回に分けて審議いたします。 私も議事参与の制限に該当いたしますので、議長を本田会長職務代理と交代いたします。</p> <p>(議長を本田会長職務代理に交代)</p>
<p>議 長 (会長職務代理)</p>	<p>最初に、新潟市農用地利用集積計画の決定のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、3ページから20ページの利用権設定新規のうち、15番、16番、17番、19番、75番、80番、82番の7件、21ページから26ページの利用権設定更新のうち、3番、24番、25番の3件、計10件について審議します。 つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、7番 武田 武盛 委員、8番 小林 浩 委員、11番 若林 清廣 委員、12番 曾我 護 委員、13番 斎藤 圭一郎 委員、19番 首藤 正男 委員の退席を求めます。</p> <p>(議事参与委員退席)</p>

議 長
(会長職務代理)

それでは、農政振興部会長職務代理から審議の内容について報告を求めます。

農政振興部会長
(部会長職務代理)

農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。
議案第3号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件について、ご説明いたします。

議事参与の制限に該当する案件番号は、今ほど議長から説明のありましたとおり、利用権設定の新規で、5ページの15番、6ページの16番、17番、19番、17ページの75番、18ページの80番、19ページの82番の7件、更新で、21ページの3番、25ページの24番、25番の3件、合計10件となっております。

次に、議案書1ページから26ページの利用権設定について、申請案件のご説明をいたします。

利用権設定の譲渡人の貸付け理由は、離農及び規模縮小によるもので、譲受人の借受けの理由は、規模拡大によるものです。

農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。

以上審議した結果原案の、とおりに決定することといたしました。皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。

議 長
(会長職務代理)

これより、質疑に入ります。

なお、質疑の最初に、記載ページと案件番号を告げてからご発言願います。何かございませんか。

(質問・意見なし)

議 長
(会長職務代理)

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより、採決いたします。

本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長
(会長職務代理)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第3号 新潟市農用地利用集積計画の決定のう

<p>議 長 (会長職務代理)</p>	<p>ち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、利用権設定新規の15番以下、先ほど読み上げました案件番号、合計10件については、農政振興部会長職務代理報告のとおり可決されました。</p> <p>(議事参与委員 入室・着席)</p> <p>会長が戻られましたので、議長を交代いたします。</p> <p>(議長を首藤会長に交代)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第3号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>なお、利用権設定の集計などについては、合計の報告で願います。</p>
<p>農政振興部会長</p>	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。</p> <p>議案第3号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、ご説明をいたします。</p> <p>本日の配布資料4ページの令和4年利用権促進事業権利別実績表をお開きください。</p> <p>① 利用権設定は、契約期間3年・6年・10年の設定で120件、582,184平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は、110件538,655平方メートルです。② 農地中間管理権設定は4件20,695平方メートルです。④ 所有権移転は10件37,741平方メートルです。</p> <p>利用権設定の申請案件の説明をいたします。議案書は、3ページから26ページをご覧ください。利用権設定の新規は83件、更新は27件の契約内容となっています。譲渡人の貸付理由は、離農及び規模縮小等によるものです。譲受人の借受理由は、規模拡大となっています。</p> <p>次に、所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。議案書27ページをご覧ください。</p> <p>番号1番 売買です。</p>

譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号2番 売買です。

譲渡人が規模縮小のため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号3番 売買です。

譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号4番 売買です。

譲渡人が借入金返済のため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号5番 売買です。

譲渡人が規模縮小のため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号6番 売買です。

譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号7番 売買です。

譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号8番 売買です。

譲渡人が規模縮小のため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

次に、議案書29ページをご覧ください。番号1番及び2番は、農地の利便性を図るため、両者で相談したところ交換することで話しがまとまったものです。

次に、農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上げます。議案書30ページをご覧ください。

中間管理機構への貸付けを行う4件の契約内容となっています。今回は人・農地プランによるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付けを行うものです。

申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律

	<p>及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき、農地中間管理権の設定を行うものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事 並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p>
小林委員	<p>8番 小林です。議案書27ページの5番について、極端に売買価格が安いが何か理由があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。こちらの案件は一反あたり24万円ほどになりますが、両者で話し合っただけで決めた額と聞いております。</p>
小林委員	<p>次に、議案書28ページの6番について、譲受人は長浦地区に農地を多く所有していますが、私が地域の集会に出席するとさまざまな苦情が出ています。風が吹いている時に除草剤を散布して隣接する田に迷惑をかけるなど、周囲の農家のことを考えていない農家では困る。また、去年は広域農道脇の田でも雑草が茂った稲を放置するなど、今年の作付けにも影響が出そうである。事務局から厳しく指導していただきたいと思うがいかがか。</p>
事務局	<p>いただいた苦情は、本人や代理人に対して、お呼び出しするなどしてお伝えしています。ご指摘の広域農道脇の件も事務局で注視しており、それ以外の案件も含め指導を行なったものについては、完全ではありませんが対応してもらっています。今後も委員からご指摘をいただければ適切に指導をしていきたいと思っております。</p>
小林委員	<p>法人を立ち上げるとの話はどうなったのか。</p>
事務局	<p>法人は設立済みであり、近いうちに譲受人個人から法人に農地の貸付が行なわれ、そのときには法人の新規参入として皆さまに議案としてお諮りすることになると思っております。</p>

議 長	<p>他になにかございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第3号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第6 部会報告 農政振興部会報告を議題とします。1月24日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。本日の配布資料2ページをお開きください。先程ご審議いただきました、議案第3号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、利用権設定120件、農地中間管理権4件、所有権移転10件を審議しました。</p> <p>このほか、3月の農業委員会だよりに掲載して情報提供を行う、実勢賃借料及び農作業別機械料金・作業賃金について審議を行いました。実勢賃借料については、田は土地改良費を含めて600円下げ、畑は500円上げることにしました。農作業別機械料金は近隣市町村と中央農業委員会の金額及び推移を参考に据え置きとしたが、作業賃金は、新潟県の最低賃金が引き上げられたことに伴い200円上げることにした。審議した内容は、最終的には北区農業振興協議会で協議をして決定されます。</p> <p>また、新潟市農用地利用配分計画(案)については、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画の報告がありました。また、事務局から新型コロナに関して県内に「まん延防止等重点措置」が適用されたことについて説明がありました。</p>

議 長	<p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果、部会として承認されました。</p> <p>皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>本案は、農政振興部会長報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第7 報告事項を議題とします。</p> <p>事務局から専決処分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書37ページから42ページをご覧ください。</p> <p>最初に、農地法第5条転用届出に関する受理について、2件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、14件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、2件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、9件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和4年1月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時50分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議長 首藤 正男

委員 本田 敏明

委員 山岸 洋子